

埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度実施要綱

第1章 制度の目的

(目的)

第1条 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が平成30年7月に公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、施設等の管理権原者が講ずべき措置等が定められた。

また、改正法により、地方公共団体の責務として、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進することが定められた。

さらに、本県は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場であることから、より積極的に受動喫煙防止対策を推進する必要がある。

ついては、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に定められた措置を上回る受動喫煙防止対策に取り組む施設等を認証し、これを広めていくことにより、実効性のある受動喫煙防止対策を推進する。

(実施主体)

第2条 実施主体は、埼玉県とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) たばこ

法第28条第1号に規定するたばこをいう。

(2) 喫煙

法第28条第2号に規定する喫煙をいう。

(3) 受動喫煙

法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。

(4) 敷地内禁煙

施設の屋内及び敷地内における喫煙を完全に禁止することをいう。

(5) 屋内禁煙

施設の屋内において喫煙を完全に禁止することをいう。

(6) 飲食店

客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で飲食させる施設等をいい、別表1に分類されるものをいう。

(7) 娯楽業施設

興行及び娯楽を提供する施設等をいい、別表1に分類されるものをいう。

第2章 施設認証

(対象)

第4条 認証の対象とする施設は、法第28条第6号に規定する第二種施設とする。
ただし、同条第8号から第12号に規定する施設を除く。

(要件)

第5条 前条の施設は、実施する受動喫煙防止対策が次の要件のいずれかを満たしている場合、県の認証を受けることができる（以下、「施設認証」という）。

- (1) 敷地内禁煙を実施していること。
- (2) 屋内禁煙を実施するとともに、施設の周囲において受動喫煙防止に配慮していること。（テナント等の場合は、入居する施設内において受動喫煙防止対策が実施されていること。）

(申請)

第6条 施設認証の申請は次のとおりとする。

- (1) 施設認証の申請に係る施設の管理者（以下「申請者」という。）は、当該施設の所在地を管轄する保健所長（所在地が保健所を設置する市にあつては健康長寿課長。以下、保健所長と健康長寿課長を合わせて「保健所長等」という。）に対し、様式1により申請するものとする。
- (2) 複数の施設について施設認証を受けようとする場合は、管轄の保健所長等（当該施設を複数の保健所が管轄する場合は健康長寿課長）に対し、様式2により申請するものとする。

(認証等)

第7条 前条の規定により施設認証の申請を受けた保健所長等は、提出された書類を確認するとともに必要に応じて実地調査を実施することにより申請の内容を審査し、第5条に定める要件を満たしていることを確認した場合は、当該申請のあった施設を「受動喫煙防止対策実施施設（以下「認証施設」という。）」として認証する。

(審査結果の通知等)

第8条 保健所長等は、次の各号のとおり審査結果の通知等を行うものとする。

- (1) 審査結果の通知
申請者に審査結果を様式3により通知する。
- (2) 認証書及び認証ステッカーの交付

申請に係る施設を認証施設として認証する場合は、認証を証する書類として様式4を交付するとともに、別表2に定める認証ステッカーを認証の区分に応じ交付する。

(3) 認証施設の管理

様式5により認証施設を管理するとともに、必要に応じて認証施設の実地調査を行い、認証に係る要件を満たしているか確認する。

(4) 認証施設の広報

認証施設の広報を実施する。

(名称の使用)

第9条 認証を受けた施設の管理者は、施設等が発行する刊行物・広告等へ「埼玉県受動喫煙防止対策実施施設」の名称を使用することができる。

(変更・廃止の報告)

第10条 認証を受けた施設の管理者は、施設名、管理者、認証に係る受動喫煙防止対策など認証に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに認証を受けた保健所長等に様式6により報告する。

2 認証を受けた施設の管理者は、当該施設が認証に係る受動喫煙防止対策を廃止した場合は、速やかに認証を受けた保健所長等に様式7により報告する。

(認証の取消し)

第11条 保健所長等は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認した場合は、様式8により認証を取り消すことができる。この場合、認証を取り消された施設の管理者は、遅滞なく認証書を返還するとともに、認証ステッカーを廃棄するものとする。

(認証施設の報告)

第12条 各保健所長は、各四半期の施設認証の状況について、様式9により各四半期の最終月の翌月10日までに健康長寿課長へ報告するものとする。

第3章 区域への認証

(対象)

第13条 認証の対象とする区域は、多数の者が往来する区域とする。

(要件)

第14条 前条の区域は、実施する受動喫煙防止対策が次の全ての要件を満たしてい

る場合、県の認証を受けることができる（以下、「区域認証」という）。

- （１）区域内の飲食店のうち２／３以上の施設が敷地内禁煙又は屋内禁煙として
いること。
- （２）区域内の飲食店及び娯楽業施設のうち９割以上の施設において禁煙・喫煙
の区分を明確に表示していること。
- （３）区域内に公共的かつ受動喫煙の防止に十分配慮した喫煙所を設置する等、
分煙を徹底していること。ただし、市町村長が制定した路上喫煙防止に関する
条例において当該区域を喫煙禁止としている等、喫煙所を設置する必要がない
場合を除く。

（申請）

第15条 区域認証の申請は次のとおりとする。

- （１）区域認証の申請に係る区域の所在する市町村の長（以下、「申請市町村長」
という。）は、知事に対し様式１０により申請するものとする。
- （２）申請する際は、知事と協議の上、期間を定めて申請することができる。

（認証等）

第16条 前条の規定により区域認証の申請を受けた場合の対応は、下記のとおりと
いする。

- （１）知事は、提出された書類を確認するとともに必要に応じて実地調査を実施
することにより申請内容を審査し、第１４条に定める要件を満たしていること
を確認した場合は、当該申請のあった区域を「受動喫煙防止対策推進区域（以
下「認証区域」という。）」として認証する。
- （２）知事は、必要に応じて認証に当たり必要となる書類の提出を申請市町村長
に求めることができる。

（審査結果の通知等）

第17条 知事は、次の各号のとおり審査結果の通知等を行うものとする。

- （１）審査結果の通知
申請市町村長に審査結果を様式１１により通知する。
- （２）認証書等の交付
申請に係る区域を認証区域として認証する場合は、認証を証する書類とし
て様式１２を交付する。
- （３）認証区域の管理
様式１３により認証区域を管理するとともに、必要に応じて認証区域の実
地調査を行い、認証に係る要件を満たしているか確認する。

(4) 認証区域の広報

知事は、認証区域の広報を実施する。

(名称の使用)

第18条 認証区域は、市町村及び区域内の施設等が発行する刊行物・広報等へ「埼玉県受動喫煙防止対策推進区域」の名称を使用することができる。

(認証区域の責務)

第19条 区域を認証された市町村長は、区域内における受動喫煙防止対策について推進するよう努めるとともに、認証区域の広報を実施するものとする。

また、必要に応じ現地確認を行うものとする。

(変更・廃止の報告)

第20条 区域を認証された市町村長は、第14条の要件に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに知事に様式14により報告する。

2 区域を認証された市町村長は、当該区域の認証に係る受動喫煙防止対策を廃止した場合は、速やかに知事に様式15により報告する。

(認証の取消し)

第21条 知事は、認証区域が認証の要件を満たさなくなったことを確認した場合は、様式16により認証を取り消すことができる。この場合、認証を取り消された区域の市町村長は、遅滞なく認証書を返還するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

2 埼玉県全面禁煙・空間分煙実施施設認証制度実施要領（平成16年7月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

<p>飲食店に分類される施設 (建物が存するものに限る)</p>	<p>食堂、レストラン、日本料理店、中華料理店、焼肉店、その他の専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店、その他飲食店</p>
<p>娯楽業に分類される施設 (建物が存するものに限る)</p>	<p>映画館、興行場、競輪・競馬場等の競技場、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ、公園、遊園地、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、その他の遊技場、カラオケボックス業、その他娯楽業施設</p>

別表 2 (第 8 条関係)

<p>敷地内禁煙 (No Smoking anywhere on premises)</p>	
<p>屋内禁煙 (No Smoking)</p>	